

京 都 産 業 2 1 環 の 会 会 則

(名 称)

第 1 条 本会は、京都産業21環の会（Ringの会）〈略称：KSR〉と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を財団法人京都産業21（以下「財団」という）内におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互のネットワークの形成により、連携、協力、交流を推進し、会員企業の活性化及び自立化を図り、新たな成長、発展を目指すとともに、財団に協力することにより、京都産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 会員企業の連携、交流、親睦に関すること。
- (2) 会員企業の経営革新・活性化に関すること。
- (3) 地元産業界との交流に関すること。
- (4) 財団事業の協力に関すること。
- (5) その他、目的達成に関すること。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、本会の目的に賛同する京都府内の意欲ある中小企業とする。

(賛助会員)

第 6 条 本会に賛助会員をおくことができる。

(役 員)

第 7 条 本会につぎの役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常 任 理 事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(相談役・顧問)

第7条の2 本会に相談役及び顧問を置くことができる。

- (1) 相談役は、環の会会長経験者をもって充てる。
- (2) 顧問は、財団理事長をもって充てる。

(役員を選出)

第 8 条 理事、監事は、総会において会員中より、指名推薦方式により過半数の同意を得て選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の中から互選により選任する。

第8条の2 会長は、会の事業を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐するほか、会長不在のときは、これを代行する。
- 3 常任理事は、副会長とともに、事業の推進を図るための企画等を行う。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総 会)

第 10 条 総会は、年1回とし、会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(常任理事会)

第 11 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事で構成し、会長が必要に応じて召集する。

- 2 常任理事会は、会員の入会の可否について審査（文書による審査を含む）する。

(会員の入退会)

第 12 条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書に入会金並びに通常会費を添えて会長に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会を退会しようとするものは、会長に届け出なければならない。
- 3 2年以上通常会費を納付しない場合は、会員の資格を失うものとする。

(入 会 金)

第 13 条 本会の入会金は、1,000円とする。

(会 費)

第 14 条 本会の通常会費は、年5,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(事業年度)

第 15 条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第 16 条 会則を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得るものとする。

附 則

この会則は、昭和46年1月21日より施行する。

昭和46年6月17日一部改正、昭和47年8月7日一部改正、昭和50年7月12日一部改正、昭和54年6月12日一部改正
昭和55年6月17日一部改正、平成元年6月23日一部改正、平成4年6月24日一部改正、平成5年6月22日一部改正
平成9年6月26日一部改正、平成13年7月9日一部改正、平成15年9月5日一部改正、平成16年6月30日一部改正
平成19年6月11日一部改正、平成21年6月11日一部改正、平成22年6月17日一部改正